

船舶事故調査報告書

平成29年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成29年7月16日 15時40分ごろ
発生場所	広島県尾道市因島大浜埼北東方沖 大浜埼灯台から真方位052° 1,000m付近 (概位 北緯34° 21.8′ 東経133° 10.9′)
事故の概要	水上オートバイノアは、浮体をえい航して遊走中、浮体の搭乗者が負傷した。
事故調査の経過	平成29年7月18日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ ノア、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	280-42041広島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（浮体搭乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 高潮時
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、‘ビスケツトと称する円形浮体’（以下「本件浮体」という。）に搭乗者1人（以下「浮体搭乗者」という。）を乗せ、本件浮体を長さ約23mのえい航索でえい航し、船長が時々振り返って本件浮体の状況を確認しながら、約25～30km/hの対地速力で大浜埼北東方沖を北北西進していた。</p> <p>船長は、前路に無人の状態で錨泊中の水上オートバイ（以下「錨泊船」という。）を認め、すぐ近くを通過する態勢であることが分かったので、スロットルレバーから手を離して減速し、緩やかに左旋回を開始したものの、本件浮体が右舷方に振られて錨泊船に衝突し、浮体搭乗者が負傷した。</p> <p>浮体搭乗者は、救急車で病院に搬送され、約2週間の安静、療養を要する外傷性左肋骨骨折と診断された。</p> <p>船長は、よく前を見て早めに錨泊船との通過距離を大きくとっていただければよかったと本事故後に思った。</p> <p>船長及び浮体搭乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、大浜埼北東方沖において、本件浮体をえい航して遊走中、船長が、前方の見張りを適切に行っていなかったことから、錨泊船の至近を通過する進路となっていることに気付くのが遅れ、左に旋回した際、本件浮体が右舷方に振られて錨泊船に衝突し、浮体搭乗者が負傷したものと考えられる。

原因	本事故は、本船が、大浜崎北東方沖において、本件浮体をえい航して遊走中、船長が、前方の見張りを適切に行っていなかったため、錨泊船の至近を通過する進路となっていることに気付くのが遅れ、左に旋回した際、本件浮体が右舷方に振られて錨泊船に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 常時適切な見張りを行うこと。・ 浮体をえい航する際は、針路変更による浮体の動きに注意を払い、周囲の障害物から十分な距離をとること。